

事業計画書の提出から補助金交付までの流れ

【令和7年度版 一般コミュニティ事業の場合】

時 期	内 容
令和6年8月23日まで	● 事業計画書の受付
9 月	● 提出された事業計画書の審査 ※コミュニティ助成事業実施要綱に適合しているか審査します。 ※一つの補助対象事業に複数の団体から事業計画書が提出され、複数団体が適合事業であった場合は、より事業効果の高い団体を選定します。選定しがたい場合は、抽選により選定します。
10 月	● 県担当者とのヒアリング終了後に申請書の提出 ※市担当者がヒアリングを受けます。
11月～令和7年3月	● (一財)自治総合センターの審査期間 ※県担当者が県内の申請団体を取りまとめ(一財)自治総合センターへ提出します。
3月下旬～4月初旬	● 県から市へ審査結果の通知 ⇒ 市から団体へ審査結果を通知
6 月	● 上記 <u>審査結果で決定された場合のみ</u> 市議会へ補正予算案を提出
6月下旬～	● 補正予算案が可決された後、団体から市へ補助金申請書を提出
申請書提出後 2週間程度	● 市から団体へ補助を決定する旨の通知
(概算払い請求の場合)	● 団体から市へ補助金請求書を提出 ⇒ 市から団体へ補助金を交付
	● 団体が事業を実施 ※速やかに事業を完了させてください。
	● 事業完了後(10日以内)、団体から市へ実績報告書を提出
～3月まで	● 市から県へ実績報告書を提出(事業完了後30日以内)
(通常払い請求の場合) 完了検査後	● 団体から市へ補助金請求書を提出 ⇒ 市から団体へ補助金を交付
	● (一財)自治総合センターから市へ助成金の交付

- 最終審査は、(一財)自治総合センターによって行われますが、手続き等は千葉県を經由して行われます。
- 申請書を提出しても不採択となる場合もございます。
- 上記表の時期は変更される場合がございますので、御注意ください。